

# ① 公正証書作成手数料の補助

## ◆【補助対象の費用】 <上限 43,000円>

『強制執行認諾』の条項が記載された公正証書の作成手数料のうち、

### A. 養育費分 B. 強制執行・交付送達分

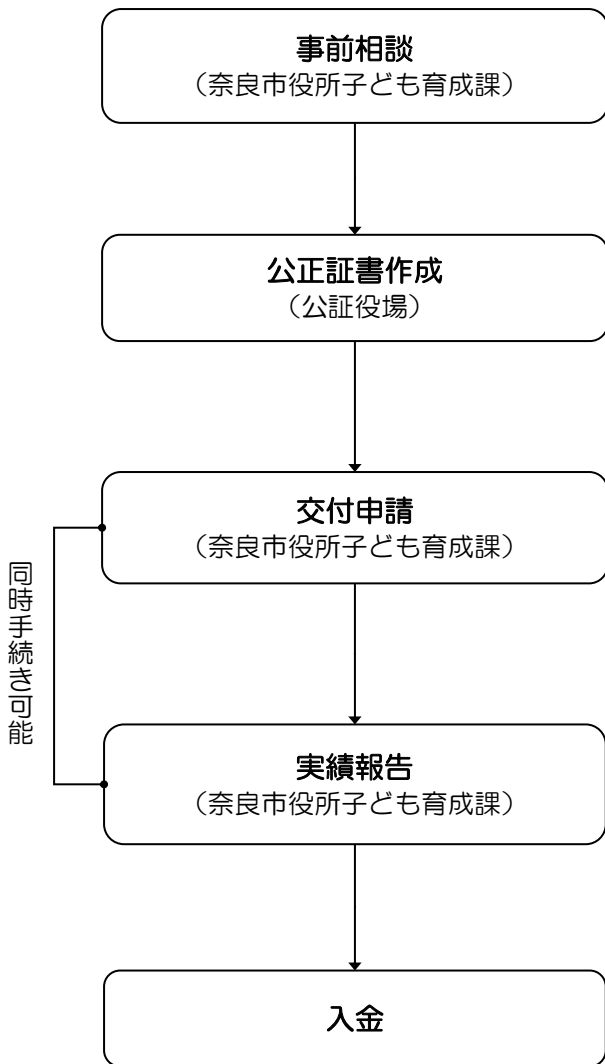
※ 離婚前・離婚後（未婚含む）に作成された公正証書が対象

## ◆【申請時期】

公正証書を作成した翌日から6ヵ月以内（申請は離婚成立後に限る）

（令和3年4月～9月作成分は令和4年3月31日まで申請可、申請は離婚成立後に限る）

## ◆【流れ】



## ◆【必要書類】

- 戸籍謄本（ひとり親である戸籍）
  - ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの
  - ※ 申請者と該当の子が記載されているもの（親子が別戸籍の場合はそれぞれ必要）
- 世帯全員の住民票の写し
  - ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの
  - ※ 本籍、続柄の記載があるもの（マイナンバー不要）
  - ※ 公簿などで確認できる場合、省略可
- 養育費に係る公正証書作成手数料の領収書
- 公正証書（原本）
  - ※ 原本確認、及び申請必要ページをコピーした後、その場で返却します
- 申請者名義の通帳など振込口座のわかるもの
  - ※ 現在の氏のもの
- その他 記入必要書類
  - ・ 奈良市養育費確保支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
  - ・ 個人情報の取り扱いについての同意書
  - ・ 重要事項説明についての同意書
  - ・ 誓約書
  - ・ 補助事業等実績報告書（第4号様式）
  - ・ 奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書（第2号様式）